

平成3年第1回定例会（第2日）3月7日議案質疑

15番（鈴木和夫君） ただいまの議案第96号 枚方市の休日に関する条例の制定についての質問でございますけれども、今、担当部長の方から御説明がございましたけれども、第2土曜日、それから第4土曜日、休むにつきましては、当然時代の流れでもございますし、今後毎週土曜日、本庁も休むだろうと、そういうふう思うわけでございますけれども、それでは、実際市民から見て、第2土曜、第4土曜、休むにつきましては、市民に対してどのような形のサービスをされるのか、御説明がなかったものですから、詳しく御説明をいただきたいと思っております。

〔市長公室長 為川 勝君登壇〕

市長公室長（為川 勝君） ただいま御質問賜りました行政サービスの件でございますけれども、確かに第2土曜日、第4土曜日を閉庁をいたします関係で若干サービスの低下になるということは否めない事実であろうかと思っております。しかし、国におきましても、このことにつきましては、十分踏まえまして、最低限サービス低下にならないようにというふうな形で努力をし、現在週休2日制を実施をしておりますと、こういうことごとでございます。

〔議長 嶋田幸男君退席、副議長 岩田暁憲君着席〕

本市におきましては、現在、祝日や日曜日でも市民サービスの一環といたしまして、本庁舎や各支所の日宿直者によりまして、戸籍関係の届け出、出生届あるいは死亡届、埋火葬許可書の交付、あるいは、養子縁組届、婚姻・離婚届等の届け出の受け付けを行っておりますし、また、一般的な業務案内、処理というようなことで、税金あるいは水道料金の納入にかかわります仮領収等も行っておりますと、こういうふうな形のことにつきまして、最低限度これを第2土曜日あるいは第4土曜日にも拡大をいたしまして、最小限市民生活に支障を来さない行政サービスに努めてまいりたいと、こういうふうにご考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

〔15番 鈴木和夫君登壇〕

15番（鈴木和夫君） 再度の質問で恐縮でございますけれども、今回条例改正ということで出てきてるわけございまして、本来の趣旨からすれば、先ほどの職員の方の勤務条例等の中身ばかりでございまして、具体的にこういう形で6月から施行するならば、むしろ当然、市民から見た立場でのそういう説明が当然あるべきでありましょうし、第2土曜日、第4土曜日休むということにつきましては、市民がそのまま当然庁内の仕事は一切ないというふうな解釈もするわけで、そういう市民に対する広宣的な説明も要りましょうし、また、特に今回のこのような形で見ますと、市民サービスの低下になるということは担当部長も御自身でおっしゃっておりますし、その辺に対する具体的な形で、当然土曜日にしか市役所に来られない方、市民も多くおられるわけですから、それに対する対応についてももう少し具体的な形で市民に対する説明をしていただかなければ、今回のこういうふうな形の条例改正につきましては、市民としては少し納得できないような意見もあると聞いておりますので、その辺もう少し御説明をよろしくお願いいたします。

〔市長公室長 為川 勝君登壇〕

市長公室長（為川 勝君） 再度の御質問恐縮でございます。

市民に対するPR等の関係につきましては、今後6月実施までの間に、『広報ひらかた』等で十分PRをしてまいりたい、こういうふうにご考えておるところでございます。

なお、御指摘のございました市民サービスの関係につきましては、先ほども申し上げましたように、閉庁する職場につきましては、最低限の保障をしてまいりたいと考えておりますし、また、開閉庁の関係につきましては、

その割り振りにつきまして、できるだけ市民サービスをということで、そういう観点から考えております。したがって、現在考えております閉庁によりますところの4週6休制につきましては、本庁関係、各支所関係でございまして、そのほかの各施設につきましては、開庁しながら4週6休制を実施するということで市民サービスに努めたい、こういうふうを考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

〔 28番 津上敏広君登壇 〕